

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の終了（十件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 土地区画整理事業の事業計画の変更……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

告示

- 東京都告示第七十三号
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第一建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十年二月二十日
東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量及び現況測量）
- 三 測量の区域 港区芝浦一丁目地内

四 測量の期間 平成二十九年八月四日から同年十二月十一日まで

●東京都告示第七十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都北多摩南部建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十年二月二十日
東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 小金井市前原町五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月十日から同年十一月二十七日まで

●東京都告示第七十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、大田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十年二月二十日
東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 大田区大森東一丁目、大森東二丁目、大森東三丁目、大森中一丁目及び大森中二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年五月十六日から同年十二月

八日まで

●東京都告示第七十六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十年二月二十日
東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 北区西ヶ原二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月一日から同年十一月三十日まで

●東京都告示第七十七号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、板橋区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十年二月二十日
東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 板橋区清水町、蓮沼町、宮本町、泉町、上板橋一丁目、上板橋二丁目、常盤台四丁目、東新町一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目及び前野町六丁目各地内

四 測量の期間 平成二十九年八月八日から同年十一月十七日まで

●東京都告示第七十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、八王子市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点復旧測量）
- 三 測量の区域 八王子市平岡町及び大横町各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月一日から同年十一月十一日まで

●東京都告示第七十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、昭島市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 昭島市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 昭島市拜島町五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十月十六日から同年十一月三十日まで

●東京都告示第八十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量（道路台帳補正測量（四級基準点測量））
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月二十一日から同年十月三十一日まで

●東京都告示第八十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、狛江市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量）
- 三 測量の区域 狛江市岩戸北二丁目、岩戸南三丁目、東野川二丁目、東野川三丁目及び東野川四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年九月一日から同年十月三十一日まで

●東京都告示第八十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 豊島区東池袋五丁目及び文京区大塚六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年七月十日から同年十月三十一日まで

●東京都告示第八十三号

東京都市計画事業篠崎駅東部土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 土地区画整理事業の名称 東京都市計画事業篠崎駅東部土地区画整理事業
- 二 事務所の所在地 中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内
- 三 事業計画の決定の年月日

公 告

平成七年五月二十四日
 事業施行期間
 平成七年五月二十四日から平成三十年三月三十一日まで
 で
 五 変更の内容
 事業施行期間を平成三十六年三月三十一日まで延長する。
 六 変更の年月日
 平成三十年二月二十日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年二月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成三十年二月二十日

一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子
 アスタ

二 店舗所在地

西東京市田無町二丁目一番一号

三 設置者名

株式会社アスタ西東京ほか四十八名

四 設置者住所

西東京市田無町二丁目一番一号ほか

五 変更を行った設置者名

有限会社白百合ほか二名

六 変更前の設置者の代表者名

田中 久子(有限会社白百合)ほか

七 変更後の設置者の代表者名

田中 奈帆(有限会社白百合)ほか

八 変更前の小売業者の氏名又は名称

合同会社西友ほか五十四名

九 変更後の小売業者の氏名又は名称

合同会社西友ほか五十四名

十 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社バスポートほか三名

十一 変更前の小売業者の住所

杉並区成田東四丁目三十九番八号
 芝萬ビル二階(株式会社チヨダ)

十二 変更後の小売業者の住所

杉並区荻窪四丁目三十番十六号
 (株式会社チヨダ)

十三 変更前の小売業者の代表者名

水野 純(株式会社バスポート)ほか

十四 変更後の小売業者の代表者名

拓植 圭介(株式会社バスポート)ほか

十五 変更日

平成二十九年十月二十五日ほか

十六 届出日

平成三十年一月二十六日

十七 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間

平成三十年二月二十日から同年六月二十日まで。ただし、東京都の

十九 縦覧時間

休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



この紙は、資源のすべ
 リサイクルできます。